

平成18年1月1日告示第41号

○南相馬市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

平成18年1月1日告示第41号

改正

平成18年9月22日告示第250号

平成27年12月25日告示第171号

南相馬市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、重度身体障がい者及び重度身体障がい児（以下「身体障がい児・者」という。）の家庭に定期的に移動入浴車を派遣し、身体障がい児・者の健康の保持とその介護者の負担を軽減することにより、当該身体障がい児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は南相馬市とする。

2 この事業を効果的に実施するため、利用対象者、サービス内容及び手数料の決定を除き、この事業の一部を社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、家庭において入浴させることが困難な身体障がい児・者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する身体障がい児・者は、利用対象者としなない。

- (1) 感染症性疾患を有し、他の者に感染するおそれがある者
- (2) 医療機関の診断により入浴が許可されない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、南相馬市福祉事務所長（以下「所長」という。）が入浴サービス利用が適当でないと認める者

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する者は、事前に訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）に医師の診断書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を添えて所長に申請しなければ

ならない。

2 前項の規定による申請を行う者は、原則として身体障がい児・者又はその世帯の生計中心者とする。

(利用の決定)

第5条 所長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、速やかに利用対象者について必要な調査及び審査を行い可否を決定し、訪問入浴サービス事業利用決定通知書（様式第4号）又は訪問入浴サービス事業利用申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(変更届の提出)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに訪問入浴サービス事業利用変更届（様式第6号）を所長に提出しなければならない。

- (1) 利用対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) その利用内容に変更があったとき。

2 所長は、前項の規定による届出を受理したときは、訪問入浴サービス利用変更（廃止）通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(利用の取消し)

第7条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他申請の内容に偽り、又は虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (2) 利用の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(手数料の負担)

第8条 この事業の利用者は、南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例（平成18年南相馬市条例第274号）の定める手数料を負担するものとする。

(協議会との連絡等)

第9条 所長は、本事業を実施するに当たっては、協議会と十分連携を図るものとする。

2 所長は、訪問入浴サービスの申請に的確かつ迅速に対応するため、対象世帯の実態把握に努めるものとする。

3 所長は、この事業の実施に当たっては、障害福祉サービス等その他の在宅福祉サービスとの十分な調整を図るものとする。

(台帳の整備)

第10条 所長は、訪問入浴サービス利用対象者台帳を整備し、利用対象者の実態を明確にしなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成7年鹿島町訓令第9号）又は原町市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年原町市訓令第6号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年告示第250号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第171号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

改正

平成20年3月28日条例第13号

平成25年3月27日条例第7号

南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、障がい者及び障がい児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業の各事業を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 生活サポート事業
- (4) 移動支援事業

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度分市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。

(納入の方法)

第4条 第2条に掲げる事業の利用に供する者（以下「利用者」という。）は、前条別表に定める手数料を市長が定める日までに納入しなければならない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、利用者の世帯が次に掲げる理由により手数料の支払が困難であると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 風水害、震災、火災等により被災した場合
- (2) 利用者本人又は生計中心者が疾病の場合
- (3) その他やむを得ない理由により手数料を支払うことが困難と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	区分	手数料の額	
訪問入浴サービス事業	1回当たり	600円	
日中一時支援事業	6時間未満	500円	
	6時間以上	600円	
生活サポート事業	1時間まで	150円	
	2時間まで	300円	
移動支援事業	個別移動支援 身体介護有り	30分未満	230円
		30分以上1時間未満	400円
		1時間以上1時間30分未満	580円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	個別移動支援 身体介護なし	30分未満	80円
		30分以上1時間未満	150円
		1時間以上1時間30分未満	230円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	グループ移動 支援 身体介護有り	30分未満	160円
		30分以上1時間未満	280円
		1時間以上1時間30分未満	410円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

	グループ移動	30分未満	60円
	支援	30分以上1時間未満	110円
	身体介護なし	1時間以上1時間30分未満	160円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

備考 日中一時支援事業については、同一世帯から2人以上の利用者がいる場合は、2人目以降は手数料の額の2分の1とする。